

## 伊勢原市映像通報システムの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、映像通報システムにより、災害現場又は救急現場の状況を正確に把握することで、適切な消防部隊の運用、現場活動方針の策定、口頭指導等を行い、効果的な消防活動及び救急活動につなげるため、そのシステムの使用について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、映像通報システムとは、119番通報を行った者（以下「通報者」という。）又は災害等に出動した消防部隊（以下「出動部隊」という。）が消防指令センターの依頼及び指示により、スマートフォンのインターネット接続機能を利用し、現場の状況、災害の状況及び傷病者の状態などの映像を、消防指令センター内に設置された専用端末へ伝送するシステムをいう。

### (使用の範囲)

第3条 映像通報システムは、次に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 通報者周辺の災害現場の状況を視覚的に確認すること及び通報者の位置情報を確認することにより、的確な災害対応に繋がると判断できる場合
- (2) 視覚的に傷病者の体位や意識、呼吸等を確認することでの的確な口頭指導が行えると判断できる場合
- (3) 出動部隊からの映像を確認することにより、適切な部隊運用に繋がると判断できる場合
- (4) その他指令員が必要と判断した場合。

### (使用の条件)

第4条 映像通報システムを使用するときは、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 通報者の周囲の環境（人的・物的）に安全が確保されていること。
- (2) 通報者がショートメッセージサービスで受信したURLから映像通報システムに接続し、外部スピーカーへの切替え操作が容易にできること。
- (3) 通報者が通信料を負担することについて、承諾が得られていること。

### (留意事項)

第5条 映像通報システムを使用するときは、次に掲げる事項に留意し、適正な使用に努めなければならない。

- (1) 出動場所の確定のための活用を除き、必ず消防部隊に出動の指令を行っ

た後の使用とすること。

- (2) 映像通報の開始については、通信指令主管課当直責任者をはじめ、全指令員に共有すること。
- (3) 映像通報システムを使用していることについて、出動部隊に伝えること。
- (4) 出動部隊が撮影を行う際は、傷病者、要救助者、住民等への配慮を念頭に撮影すること。
- (5) 関係者及び第三者から野次馬と誤認された場合には、消防本部からの依頼であることを伝えるように消防指令センターは指示し、状況により中止等の判断をすること。
- (6) 映像送信にかかわる通信費用は、通報者負担となることを念頭に、映像通報システムの使用時間は必要最小限とすること。
- (7) 映像通報システムを使用した場合は、映像通報システム実施記録簿（第1号様式）に記載すること。

（映像記録の利用）

第6条 映像通報システムの映像の保存期間は、次条の規定に基づき提供を行う場合を除いて24時間とし、火災調査又は事例の検証等で利用するため、消防部隊から要請があったときは、情報指令主管課当直責任者の許可の下、ダウンロードして利用することができる。この場合において、映像の外部流出がないよう、厳重に管理すること。

（映像記録の外部への提供）

第7条 映像記録は次の各号のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供してはならない。ただし、第3号の規定により提供する場合は、災害等に対応している間に限るものとする。

- (1) 災害等の状況及び原因を明らかにするために捜査機関から提供を求められたとき。
- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により、捜査機関から犯罪捜査の目的として、文書により提供を求められたとき。
- (3) 映像通報システムの映像提供に関する協定書を取り交わした医療機関より提供を求められたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令に基づき文書により提供を求められたとき。

2 前項の規定により映像記録を外部へ提供するときは、次に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。

- (1) 外部への提供を行った年月日及びその時間
  - (2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名
  - (3) 目的及びその理由
  - (4) 当該映像記録の内容
- 3 第1項の規定により映像記録を外部に提供するときは、必要最小限度の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させるものとする。
- (1) 映像記録は、加工又は複写せず、鍵のかかる場所に保管すること。
  - (2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。
  - (3) 目的を達成したとき又は目的が達成されることが判明したときは、速やかに映像記録の消去又は電磁的記録媒体の返却をすること。

(個人情報管理)

第8条 映像通報システムにより得られた個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)、伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年伊勢原市条例第22号)、伊勢原市消防長の所管に係る伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程(令和5年伊勢原市消防本部告示第1号)及び伊勢原市情報セキュリティポリシーに準じて適正な管理を講じること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、映像通報システムの使用について必要な事項は別に定める。

附 則 (令和6年6月17日消防本部告示第2号)

この告示は、公表の日から施行し、令和6年5月7日から適用する。

附 則 (令和8年1月16日消防本部告示第1号)

この告示は、令和8年1月19日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

映像通報システム実施記録簿

No.	覚知日時	事案種別	事案概要	成功・失敗 の理由	特記 事項	保存	消去
1		救急・火災 救助・その他					
2		救急・火災 救助・その他					
3		救急・火災 救助・その他					
4		救急・火災 救助・その他					
5		救急・火災 救助・その他					
6		救急・火災 救助・その他					